

# 「南アルプス市空き家バンク」利用時にあたっての注意事項

## 物件登録

1. 空き家の状態が悪い場合は、登録ができない場合があります。
2. 登録を申し込まれた空き家にかかる固定資産税が滞納されている場合は、登録できません。

## 利用希望

1. 空き家の購入や賃貸を希望できるのは、次のとおりです。
  - (ア) 空き家に定住または定期的に滞在して、自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる方。
  - (イ) 空き家に定住または定期的に滞在して、経済・教育・文化・芸術活動等を行い、地域の活性化に寄与できる方。

## 共 通

1. トラブル防止のために、市では契約交渉に係る全てについて（公社）山梨県宅地建物取引協会へ仲介を依頼します。登録内容は、（公社）山梨県宅地建物取引協会への情報提供を承諾していただきます。
2. 「空き家バンク」へ登録が完了した際には、（公社）山梨県宅地建物取引協会の担当となった不動産業者以外とは、交渉に関する仲介契約をお願いすることができませんので、ご了承ください。（専任媒介契約）
3. 空き家の購入や賃借に関して、農地法等の法令に基づく制限を受ける場合や各種手続きが必要な場合がありますが、当事者において対応をお願いします。
4. 「空き家バンク」への登録は原則2年間です。
5. 空き家バンクに関する各種補助金をご希望の場合は、南アルプス市管理住宅課まで、事前相談をする必要があります。
6. 事前相談をする際には具体的な工事の内容、工期、業者からの見積書を提出のうえ、職員の現地立ち合いが必要となりますのでご準備ください。

## 補助金の申請条件

1. 事前契約・発注・着工は補助対象外。補助金の交付の決定を受けた日以降に契約・発注・着工をする事業のこと
2. 補助金の交付の決定を受けた日と同一の年度内に完了する事業とすること
3. 補助対象者間（所有者及び購入者または所有者及び賃借者）の血縁関係が3親等以内の親族でないこと

## 補助金の申請ができる方

1. 売買契約日または賃貸借契約日から1年を経過していない方
2. 5年以上定住する方、または5年以上物件登録する方
3. 市税の滞納がない方
4. 過去に同一の補助金を受けていない方

令和      年      月      日

以上を了承したうえで、南アルプス市空き家バンクを利用します。（自署必須）

住 所 \_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_